

男鹿市公告第45号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定に基づき定めた男鹿市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を同条第5項の規定により秋田県知事に協議しその同意を得て変更したので、同条第6項の規定により公告する。

令和5年10月26日

男鹿市長 菅原 広二

農業経営基盤の強化の 促進に関する基本構想

令和5年10月

男 鹿 市

目 次

第 1. 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 3. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第 4. 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	10
1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方	10
2. 市が主体的に行う取組	10
3. 関係機関との連携	10
第 5. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び 農用地の面的な集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	11
第 6. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1. 農地中間管理事業等に関する事項	13
2. 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	20
3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農 用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業 の実施の促進に関する事項	23
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	23
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	24
7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	25
第 7. その他	25
別紙 1 (第 5 の 1 (1) ⑥関係)	27
別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係)	28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 男鹿市「以下（市）」は、秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の大部分を占め、三方が海で、北側に三種町、東側に大潟村、南東側に潟上市と接しており、雄大な中にも変化に富んだ海岸線など豊かな自然と観光、水産資源に恵まれた立地条件となっている。市では、農業を1つの基幹産業とし、地域の特性や土地条件等の違いにより地域区分し、稲作を中心とした野菜や葉たばこ、花き、果樹、大豆、畜産等の複合経営を推進してきたところである。

今後は、稲作に偏らない、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と、施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業の発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興整備計画に即し、引き続き農業地域の秩序ある土地利用の確保に努めることとする。

2 市の農家戸数については、年々減少する一方専業農家が微増し、第1種兼業農家の減少が進行し、併せて農業者の高齢化が進み、今後ともその状況が続く傾向にあり、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

今後は、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

こうした問題を解決するため、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）に関する話し合いにより、農地集積や新規就農・経営継承を促し、農業の体質強化を図るとともに、農家所得の向上を図るため、農業者が生産・加工・販売までを一体的に行う6次産業化の取組みを推進する。

3 市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 市は、将来の市農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市は、農業協同組合、農業委員会・秋田地域振興局農林部等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、男鹿市農業再生協議会を設置し、地域計画により担い手を中心とした目指すべき将来の農用地利用の姿を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の男鹿市農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団的土地利用を範としつつ、地域計画における目標地図を活用し全市に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）、農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みめるよう指導・助言を行う。

さらに、このような農地賃借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、秋田なまはげ農協農作業受託部会と連携を密にして、農地賃借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県地域振興局農林部の指導の下に、既

存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、一部の中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を推進する。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者・認定就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした基盤整備事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 市は、男鹿市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合が開催する研修会等を県農業振興普及課の協力を受けて行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつあり、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫秋田支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間の船川・男鹿中・北浦地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者や全農あきた園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、他地区と同様に水稻と組み合わせての

複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 市の新規就農の状況については、令和4年の新規就農者は1人であり、近年は年に3人という状況である。こうした中、国が掲げる新規就農し定着する農業者について年間2万人という確保目標(県の確保目標は310人)を踏まえ、市農業の持続的発展に向け新規就農者を年間3人確保する目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2法人増加させる。

新たに農業経営を営もうとする青年等にとって、農業を職業として選択しうるに足る魅力とやりがいのあるものとする必要がある。実現可能な所得水準は、就農時の年齢や家族構成、親等の経営基盤の有無、経営作目等により大きく異なるため、実態に即した目標設定が必要である。このため、青年等が農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得(3で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円以上)を目標とする。また、経営基盤を持たない新規参入者等が、生産サイクルが長く収入を得るまで長い時間を要する果樹等に取り組む場合は、3で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の概ね3割以上とするなど、状況を勘案し目標設定できるものとする。

そして、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、県の取組等を活用するとともに青年等就農計画の作成を支援し、認定就農者の認定取得を促す。さらに、経営指導や規模拡大の支援を行うことによって青年等就農計画の達成を支援する。また、認定就農者から認定農業者への円滑な移行を促すため、農業経営改善計画策定の支援を行い、同計画の達成に向けた支援を継続的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に男鹿市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、男鹿市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 大 豆	<作付面積等> 水 稲 700 a 水稲(借地) 140 a 作業受託 300 a 大 豆 360 a <経営面積> 1,140 a (1,500 a)	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター (40PS) 1台 側条施肥田植機 (8条) 1台 コンバイン(4条刈) 1台 <その他> 圃場の集団化 ブロックローテーシ ョンの推進	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 <主たる従事 者農業所得> 4,098 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保
水 稲 + 施設野菜	<作付面積等> 水 稲 750 a ミニトマト 10 a その他野菜 10 a (ハウレンソウ) <経営面積> 770 a	<資本装備> 中型機械化体系に準 ずる機械一式 パイプハウス <その他> 品目の組み合わせに よる畑の有効活用	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 <主たる従事 者農業所得> 4,011 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保
水 稲 + 施設野菜 (山 菜)	<作付面積等> 水 稲 750 a シドケ 10 a その他野菜 10 a (ハウレンソウ) <経営面積> 770 a	<資本装備> 中型機械化体系に準 ずる機械一式 パイプハウス <その他> 品目の組み合わせに よる畑の有効活用	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 <主たる従事 者農業所得> 4,102 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 露地野菜	<p><作付面積等></p> 水 稲 500 a 作業受託 300 a バレイショ 100 a (スイートコーン 100 a) キャベツ 50 a <p><経営面積></p> 650 a (950 a)	<p><資本装備></p> 中型機械化体系に準 ずる機械一式 他 <p><その他></p> 品目の組み合わせに による畑の効率利用	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 〈主たる従事 者農業所得〉 4,037 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保
水 稲 + 露地野菜 (メロン)	<p><作付面積等></p> 水 稲 500 a 作業受託 250 a メ ロ ン 120 a <p><経営面積></p> 620 a (870 a)	<p><資本装備></p> 中型機械化体系に準 ずる機械一式 他 <p><その他></p> カントリー・ライス センターの利用 たばこは自走式移植 機利用、大型共同育 苗方式	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 〈主たる従事 者農業所得〉 4,047 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保
水 稲 + 葉たばこ	<p><作付面積等></p> 水 稲 550 a 葉たばこ 110 a <p><経営面積></p> 660 a	<p><資本装備></p> 中型機械化体系に準 ずる機械一式 他 <p><その他></p> カントリー・ライス センターの利用 たばこは自走式移植 機利用、大型共同育 苗方式	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 〈主たる従事 者農業所得〉 4,055 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保
水 稲 + 花 き	<p><作付面積等></p> 水 稲 420 a アルストロメリア 30 a <p><経営面積></p> 450 a	<p><資本装備></p> 中型機械化体系に準 ずる機械一式 パイプハウス 他 <p><その他></p> 選花機の導入による 省力化	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 〈主たる従事 者農業所得〉 4,033 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 花 き	<p><作付面積等></p> 水 稲 460 a 輪 ギ ク 40 a <p><経営面積></p> 500 a	<p><資本装備></p> 中型機械化体系に準 ずる機械一式 パイプハウス 管理機 1 台 暖房機 1 式 他	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 〈主たる従事 者農業所得〉 4,035 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保
水 稲 + 果 樹	<p><作付面積等></p> 水 稲 500 a 和 梨 110 a (ぶどう 150a) <p><経営面積></p> 610 a	<p><資本装備></p> 中型機械化体系に準 ずる機械一式 小型ロータリモア 1 台 スピードスプレヤー 1 台 他	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 〈農業所得〉 3,948 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保
果 樹 + 水 稲	<p><作付面積等></p> 和 梨 160 a 水 稲 350 a <p><経営面積></p> 510 a	<p><資本装備></p> 小型ロータリモア 1 台 スピードスプレヤー 1 台 中型機械化体系に準 ずる機械一式 他	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 〈主たる従事 者農業所得〉 4,108 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保
水 稲 + 畜 産 (肉用牛)	<p><作付面積等></p> 水 稲 500 a 作業受託 150 a 黒毛和牛 70 頭 <p><経営面積></p> 500 a 70 頭	<p><資本装備></p> 中型機械化体系に準 ずる機械一式 牛 舎 堆肥舎 他 〈その他〉 稲ワラの粗飼料を 利用	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 〈主たる従事 者農業所得〉 4,112 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 畜 産 (肉用牛+繁殖牛)	<作付面積等> 水 稲 600 a 草 地 600 a 黒毛和牛 30頭 繁 殖 10頭 <経営面積> 1,200 a 40頭	<資本装備> 中型機械化体系に準 ずる機械一式 牛 舎 堆肥舎 他	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 <主たる従事 者農業所得> 4,012 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保
水 稲 + 畜 産 (酪農)	<作付面積等> 水 稲 250 a 草 地 900 a 乳用牛 30 頭 <経営面積> 1,150 a 30 頭	<資本装備> 中型機械化体系に準 ずる機械一式 牛 舎 堆肥舎 ミルカー 1 台 他	複式簿記記帳 の実施により 経営と家計の 分離を図る 青色申告の実 施 <主たる従事 者農業所得> 4,043 千円	休日制の導入 家族労働力 2.5 人 農繁期における臨 時雇用者の確保

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
作業受託組織 (構成戸数 3戸)	<作付面積等> 水稻作業受託 2,940 a 大豆作業受託 1,360 a 水稻自作地 400 a	<資本装備> (大型機械化体系) トラクター (40PS) 2 台 側条施肥田植機 (乗用8条植) 2 台 コンバイン(4条刈) 2 台 乾燥機(50石) 2 台 ロータリカルチ(ア タッチ) 播種機(アタッチ) 他 <その他> 構成員も組織に作業 委託し、料金を支払 う	組織利益の適 正処理 構成員個人に よる複式簿記 記帳と個人青 色申告 経営体質強化 に向けた減価 償却費の積立 <主たる従事 者所得> 4,251 千円	組織オペレーター 3人 就業条件の整備 農繁期の臨時雇用 者確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
集落営農組織 構成戸数 3 3 戸 主たる従事者 3 人	〈作付面積等〉 水稲 2,800a 大豆 1,200 a 経営面積 4,000 a 構成員別 120 a 利用権設定	〈資本装備〉 (大型機械化体系) トラクター (40PS) 2 台 側条施肥田植機 (乗用8条植) 2 台 コンバイン(4条刈) 2 台 ロータリカルチ (ア タッチ) 播種機 (アタッチ) 他 〈その他〉 カントリー・ライス センターの利用 一般管理は地権者に 委託	組織利益の適 正処理 経営体質強化 に向けた減価 償却費の積立 〈主たる従事 者所得〉 4,105 千円	組織オペレーター 3 人 就業条件の整備 農繁期の臨時雇用 者確保

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、男鹿市における主要な営農類型は第2で示したものを原則とする。

なお、実現可能な所得水準は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得について、第2で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上とする。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市の基幹産業として農業が持続的に発展していくため、第1に掲げる施策に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を展開する農業経営体や新たに農業経営を営もうとする青年等を重点的に支援するとともに、マルチワークの一つとして就農を選択する者など、多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

2 市が主体的に行う取組

市は、農業を担う者を幅広く確保し支援するため、農業経営に即したきめ細やかなサポートを次により行う。

- (1) 新規就農や雇用就農、移住就農に関する情報提供、関係機関・団体との一体的な支援
- (2) 経営改善等に係る研修会、セミナー等の実施
- (3) 地域計画に位置づけられた者の指導助言
- (4) その他、農業を担う者を幅広く確保するための活動

3 関係機関との連携

市は、県農業振興普及課、農業委員会、土地改良区、農協等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の確保、就農後の定着に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。

- (1) 農地中間管理機構の機能を備えている公益社団法人秋田県農業公社（以下、「農業公社」という。）は、担い手の規模拡大や新規就農者の農地取得が円滑に進むように支援する。
- (2) 県普及課は、秋田県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）のサテライト機能を備えた経営・就農窓口により、効率的かつ安定的な農業経営体の支援、新規就農者の確保・育成及び関係機関との情報共有を行い、一体的な支援を行う。
- (3) 一般社団法人秋田県農業会議（以下、「農業会議」という。）、秋田県農業協同組合中央会（以下、「中央会」という。）及び秋田県土地改良事業団体連合会（以下、「土地連」という。）は、支援センターと連携して就農及び経営の支援を行う。
- (4) 農業委員会及び土地改良区は、農業を担う者の生活や生産基盤などの側面から相談などのサポートを行い、安定した経営を目指した相談対応を行う。
- (5) 農協は、作目ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の面的な集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
80%	

○ 効率的かつ安定的な農業経営の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用 {基幹的農作業（水稲については、耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。}面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は令和7年度とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市の平坦地域では、水稲、大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、市の中山間地域では、水稲を主体とする農用地の利用及び営農活動を展開しているが、傾斜地、沢部が多いなどの立地特性から担い手への農地の利用集積は平坦地域ほど進んでいない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

市では、今後10年でさらに農業従事者の高齢化や、後継者不足により、耕作の困難な農地が増加することが予測される。

このことから、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取り組み方針及び関係機関・団体との連携

市の将来の農地利用ビジョン実現を図るため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を図るとともに市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体及び地域農業再生協議会等関係・機関団体が連携し、農用地の利用関係の改善に努めるものとする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、秋田県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農地中間管理事業等
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 農地中間管理事業等に関する事項

(1) 法第18条の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

① 地域計画推進事業

市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を行い、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地区を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

② 協議の場の設置方法

ア 協議の場の開催時期・参加者・相談窓口等

地域計画の協議の場の開催については、農業者、市、農業委員、農業協同組合、土地改良区、県農業振興普及課、その他の関係者の幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整し、広く周知する。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を市農林水産課に設置する。

イ 協議すべき事項

(ア) 地域計画の区域

(イ) (ア)の区域における農業の将来の在り方

(ウ) (イ)の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(エ) 農業者のその他の(ア)の区域の関係者が(ウ)の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

③ 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な場合については、活性化計画の策定を検討する。

④ その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、県農業振興普及課、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の策定に至るまで、適切な進捗管理を行う。また、地域計画作成・公表後も、その実行やフィードバックのため、定期的な話し合いを促し、中心経営体への農地の集積・集約化を図るものとする。

(2) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人〔農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。〕が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用

するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第7条に規定する特例事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(3) 利用権の設定等の内容

農地中間管理事業等の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(4) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(5) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。（附則第2条によりみなされる場合は不要）
- ② 市は、(6)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の

設定（又は移転）を内容として定める。

(6) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の第2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(5)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日までに申し出るものとする。

(7) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(6)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(6)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(2)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

(8) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(2)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等 ((2)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。) を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定 (又は移転) を受ける利用権の種類、内容 (土地の利用目的を含む。) 始期 (又は移転の時期)、存続期間 (又は残存期間)、借貸及びその支払いの方法 (当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定 (又は移転) に係る法律関係 (①に規定する者が法第4条第4項に規定する特定法人である場合には、実施主体等との協定に違反した場合には、実施主体は賃貸借又は使用貸借を解除することができる旨の条件を含む。)
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び (現物出資に伴い付与される持分を含む。) その支払い (持分の付与を含む。) の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(2)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則 (昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。) 第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(9) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(8)の②に規定する土地ごとに(8)の①に規定す

る者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(10) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(6)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(8)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(11) 公告の効果

市が(10)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(12) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(13) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを男鹿市農業委員会に提出するものとする。

(14) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(15) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(10)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(2)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア ⑩の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(2)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を市の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 男鹿市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理機構が行う特例事業の活用を図るものとする。男鹿市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 市は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会、農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用

地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、秋田地域振興局農林部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、男鹿市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等

の実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

市は、就農希望者に対して、男鹿市への就農を促進するため、関係機関と連携して就農相談会等により各種研修制度や青年就農給付金制度、制度融資、市独自の支援制度の紹介や主要品目の経営指標に関する情報、空き家に関する情報等の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行い、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるように教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

定着に向けた取り組みとしては、地域が策定する「人・農地プラン」において、新規就農者が中心的経営体として位置づけられるよう促し、地域の新たな担い手としての定着を支え、定期的に技術指導および経営相談などの支援を地域振興局農林部、農業協同組合、指導農業士等と協力して継続的に行い安定的な経営体への育成を図ると共に、地域に溶け込めるよう関係団体と連携し地産地消の取組などの交流の場を設ける。

そして、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、青年等就農計画の作成を支援し、認定就農者の認定取得を促す。さらに、経営指導や規模拡大の支援を行うことによって青年等就農計画の達成を支援する。また、認定就農者から認定農業者への円滑な移行を促すため、農業経営改善計画策定の支援を行い、同計画の達成に向けた支援を継続的に行う。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については地域振興局農林部、技術や経営ノウハウについての習得については秋田県農業研修センター、就農後の営農相談等フォローアップについては農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、脇本本村地区農地中間管理機構関連ほ場整備事業（令和7年度～令和11年度）による農業生産基盤整備の促進を通じて水田の大区画化を進めるとともに、ミニライスセンターの導入により、今ある農業近代化施設をさらに充実させ、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 市は、メロン、花き等を戦略作物としながら、国・県の補助事業により、パイプハウスを導入し、複合経営の確立を図ってきた。今後も国、県の補助事業の導入を図り、地域の特性を活かした野菜、花き等の生産拡大を推進し安定した農業経営の確立を図る。

ウ 市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、若美・船越地区で実施している集团的土地利用生産体制を範としつつ、このような土地利用を全域に波及させ、農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業形成等を図り、望ましい営農展開に資するよう努める。

エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、秋田地域振興局農林部、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、男鹿市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年6月8日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年5月18日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月16日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年10月26日から施行する。

別紙1 {第5の1の(1)⑥関係}

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等 {農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。} 又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合。

……………法第18条第3項第2号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合。

……………その土地を効率的に利用できると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合 {森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。}（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用できると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2 {第5の1(2)関係}

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は、3年、6年、又は10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年、又は10年とすることが相当でないと認められる場合には、3年、6年、又は10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 存続期間は、移転される利用権の存続期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の情勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記の1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

